

## 優生保護法を改正するとした場合に生じる論点

10/30

分かつく修正。(客観的に論じても)

優生保護法について、優生思想に係る規定を削除する改正を検討するとした場合、第1条の「不良な子孫の出生の防止」の字句や、第4条（遺伝性疾患の場合の本人の同意を要件としない優生手術）の規定を削除することについては、異論は想定されないが、以下の点については、いくつかの選択肢もあり、議論が予想される。

### 1. 法律の題名に関する議論

母性保護という名称も適当か

- 第1条の法目的に「母性の生命健康を保護すること」とあることや、現行の第3章の章名も「母性保護」であることから、「母性保護法」とすることも一案であるが、これについては、
  - ・母性保護は、不妊手術、中絶及び受胎調節指導に関する法律の題名としては広すぎるのではないか、
  - ・また、リプロダクティブヘルス・ライツの理念を踏まえて、母子保健施策全体の充実も図るべきではないか、
 という論点がある。
- 一方、規定内容を端的に表現して「不妊手術及び人工妊娠中絶の要件等に関する法律」とすることも一案であるが、これについては、
  - ・中絶等を許容する法目的は表現されておらず、不妊手術や人工妊娠中絶を促進する法律ではないかという印象となってしまう、
 という論点がある。

### 2. 本人の同意を要件とする優生手術（第3条）及び生殖を不能とする手術の原則禁止

#### （第28条）の取扱いに関する議論

- 第3条にも、1号（本人・配偶者の遺伝性疾患等）、2号（近親者の遺伝性疾患等）、3号（らい疾患）の要件があり、優生思想に基づく規定であるから、削除することが必要となる。
- この場合、1～3号を削除するのみで、4号（妊娠・分娩が母体の生命の危険）及び5号（数人の子を有し、分娩ごとに母体の健康を著しく害する）の要件は残すという案については、
  - ・そもそも、第3条は、この法律で不妊手術の原則禁止（28条）の規定を設けているために必要となる規定であり、この規定は、戦前の出産奨励政策に基づいて、

旧国民優生法に設けられた規定であり、本来自由とすべきだ、

- ・あるいは、胎児の生命尊重との関係がある中絶と異なり、自傷行為に過ぎない不妊手術については、個々人の考え方と医学的判断にまかせて法的関与はしないこととすべきだ、
- という意見からは、不十分な改正であるとの論点がある。

○しかし、不妊手術は本来的に自由な行為であるべきだという議論に基づいて、第3条と第28条を削除するという案については、

- ・障害者に対する子宮摘出などの術式も可能となり、
  - ・また、性転換手術なども可能となる、
- などのため、論点がある。
- 「不妊を目的として」という  
解釈も含められる問題あり

○また、この中間の案として、1号～5号の各号列記を全て削除するが、術式の制限や、本人及び配偶者の同意の要件は残す、という案については、現行よりも要件が拡大するという点について、不妊手術そのものに反対する考え方の人々からは、論点がある。

### 3. 非遺伝性の精神病又は精神薄弱の者の優生手術（12条）に関する議論

- 精神病者又は精神薄弱者については一律に同意能力がないとして保護者の同意によることとしているのは差別的であるとして、第12条を削除するとともに、第3条の但書（精神病者又は精神薄弱者の適用除外）を削り、精神病者及び精神薄弱者に対しても、同意による不妊手術の規定を適用する、という案については、
- ・重度の精神病又は精神薄弱の者について、本人の同意をどのように保障するのか、
  - ・十分な同意能力が無い者については、不妊手術は実施できないこととなるが、それでも良いか、
- という論点がある。

### 4. 人工妊娠中絶の要件の規定（第14条第1項）に関する議論

- 優生思想に基づく規定である第1号（本人、配偶者の遺伝性疾患等）、第2号（近親者の遺伝性疾患等）、第3号（らい疾患）を削る、という案については、
- ・遺伝性疾患の場合について、中絶の選択肢を法律上無くしてしまっても良いのか、
  - ・あるいは、この条文に手を付けると、人工妊娠中絶の可否そのものの議論に波及し、結論がつかなくなるのではないか、
- という論点がある。